

○特例販売業者の取扱品目について

(昭和三十九年十一月五日)

(薬第二八五七号)

(厚生省薬務局薬事課長あて北海道衛生部長照会)

特例販売業第一種の品目指定について

次の医薬品は、特例販売業の取扱品目として適当かどうか、至急ご回示願いたく照会します。
記

- 1 品名 ポリック、ポリック軟膏
- 2 製造業者 明治製菓株式会社
- 3 成分分量 ハロプロジン(ニ・四・五-トリクロロフェニルヨードプロパルギルエーテル)一ml(軟膏は一g)中一〇mg含有
- 4 用法用量 一日一~二回適宜患部に塗布
- 5 効能 水虫(汗疱状白癬)、いんきんたむし(頑癬)

(昭和三十九年十一月七日 薬事第一四二号)

(北海道衛生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和三十九年十一月五日三九薬第二、八五七号をもつて照会のおつた明治製菓株式会社製造にかかるポリック及びポリック軟膏は、水虫等の疾病に使用するものであるが、当該疾病は症状の種類によつては薬剤を選択する必要があり、かつ、応急的治療を要する薬剤ではないので、特例販売業者の取扱品目とすることは不適當である。